

報告事項ソ

新型コロナウイルス感染症に係る対応について

新型コロナウイルス感染症に係る対応について、別紙のとおり報告します。

令和2年3月20日

鳥取県教育委員会教育長 山 本 仁 志

# 新型コロナウイルス感染症に係る対応について

教 育 総 務 課

今般、総理の要請に基づき、全国一斉の臨時休業を実施してきたところですが、**長期間にわたる休業により児童生徒の心身等への影響が現れていること、本県では現時点で感染が確認されていないことなどを勘案し、徹底した感染予防対策を講じた上で、以下の方針のとおり3月18日より県立学校を再開**しました。

併せて、公立学校関係者及び保護者に向けて教育長緊急メッセージを発出し、理解と協力を求めるとともに、県の方針等について、市町村教育委員会等へも情報提供し、再開に向けた判断の参考としていただいているところです。このたび、今後の再開後の方針について、まとめましたので、以下のとおり報告します。

## 1 県立学校再開にあたっての基本方針

- ・徹底した感染防止策を講じた上で、3月18日より県立学校を再開。
  - 通常の教育活動（授業等）を実施、部活動についても、一定条件下で実施。
  - 春休み中も、教育活動（補習等）を実施、部活動についても、一定条件下で実施。
- ・特別支援学校については、児童生徒及び家庭の状況に応じて柔軟に対応。

## 2 各感染期に応じた今後の対応

**県内未発生段階（現状）** ⇒ 可能な限り通常の教育活動を継続

### （1）再開後～学期末（3/24頃）まで

- ・徹底した感染防止策を講じた上で、通常の教育活動（授業・部活動等）を実施。
  - 児童生徒等の日々の健康観察を行い、発熱等の症状がある場合には登校させない。（その場合、欠席扱いとしない。）また、保護者が感染予防のため児童生徒を登校させない場合も欠席扱いとしない。
  - 手指衛生、咳エチケット、共用品を使わないことや使う場合の消毒など、予防対策を徹底する。 ※児童生徒向けのチラシを配布し、学校で実践指導を行う。
- ・終業式については、簡素化するとともに、マスクの着用、消毒液の設置などの万全の措置を講じた上で実施。
- ・学校単位の休業や一斉休業に備えて、ICTを活用した学習形態の横展開を図る。

### （2）春休み期間中（3/25～3/末頃）まで

- ・（1）同様の対応を行いながら、必要に応じて教育活動（補習・部活動等）を実施。
- ・春休み期間を短縮して授業を行うことも可能とする。

### （3）【新年度（始業式、入学式含）以降～】

- ・（1）（2）同様の対応を行いながら、通常の教育活動を実施。
- ・始業式、入学式については、終業式と同様の感染防止策を講じた上で実施。

※ただし、3月19日の政府の専門家会議の知見等を踏まえるとともに、感染の状況に応じた柔軟な対応を検討する。

**県内発生早期に移行した場合** ⇒ 可能な限り教育活動を継続

- ・徹底した感染防止策を講じた上で、教育活動（授業・部活動等）を実施
- ・児童生徒、教職員に感染者が発生した場合には、当該学校を2週間閉鎖措置とする。
  - 感染者の活動地域が広範に及ぶ場合などは、市町村単位または地区単位、全県一斉での閉鎖も検討する。

**県内感染期に移行した場合** ⇒ 教育活動に一定の制限を加えて継続する方向で検討

- ・3月19日の政府の専門家会議の知見等を踏まえて最終判断する。
- ・クラスター発生のリスクを極力下げるため、手洗いや換気・消毒等の感染防止策に加えて、授業中等における児童生徒密度を下げる工夫を必ず行った上で、教育活動（授業・部活動等）を継続。
  - 会場の広さを確保し、お互いの距離を1～2メートル程度あける等
  - 近距離での会話や発声、高唱を避ける（やむを得ず近距離での会話が必要な場合マスク着用等）
- ・クラスを2つに分けて分散登校を行うことで、大人数の集団を作らない工夫をするなど、学校・生徒の実態に応じて柔軟な対応を行う。
- ・児童生徒、教職員に感染者が発生した場合には、当該学校を2週間閉鎖措置とする。
  - 学校内での発生が多発する場合には、市町村単位または地区単位、全県一斉での閉鎖も検討する。

※感染が拡大する場合には、県対策本部会議の指示の下、一斉閉鎖等の措置をとる。

## 県内の児童生徒・保護者・学校関係者の皆さまへ

# 学校再開に伴う「新型コロナウイルス感染症」の感染拡大防止のために、御協力をお願いします。

### お願い

新型コロナウイルス感染拡大防止のために、全国の多くの学校が臨時休業を行っていました  
が、本県では県内の感染状況を考慮し、徹底した感染防止策を講じた上で、3月18日から県立学  
校を再開することとしたところです。

学校でも感染防止策を徹底しますが、まずは家庭から学校に送り出される際の健康観察の徹底  
をお願いします。毎朝の登校前には検温していただき、発熱や長引く咳、強いだるさなどの症状  
がある場合は、無理な登校は控えてください。

また、裏面の手洗いに関する内容をご確認いただき、家庭でも手洗いの徹底をお願いします。

なお、発熱等で感染が心配な場合は、適切な医療機関を紹介してもらえますので、発熱・帰国者・接触者相談センターへご相談ください。また、医療機関での感染を防止するために、取り急ぎかかりつけ医を受診する場合でも、必ず、事前に電話連絡してから受診してください。「新型コロナウイルス感染症」と診断された場合は、学校へお知らせください。

## 家庭での感染症の予防対策

- ・ 発熱等の風邪の症状が見られるときは、無理せずに自宅で休養する。
- ・ 「帰宅時」「食事前」「掃除後」「運動後」などにこまめな「手洗い」を徹底する。
- ・ 咳やくしゃみが出る場合は、「咳エチケット」（マスクの着用など）を心がける。
- ・ 人ごみや繁華街など、人が密集する場所への外出はできるだけ控える。
- ・ 免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動、バランスのとれた食事を心がける。

## 学校の衛生管理の徹底

- ・ こまめな換気（1時間に5～10分程度・2方向の窓を開ける）を行う。
  - ・ 児童生徒が手を触れる箇所（ドアノブ・手すり・スイッチなど）の消毒を行う。
  - ・ 児童生徒が共用する物品（ボール・バットなど）の消毒を行う。
  - ・ 児童生徒が密集しないよう空間を工夫する。（マスクがない場合は2m以上あける）
  - ・ 近距離での会話や発声、合唱を避ける。
  - ・ 部活動を行う場合は、感染防止に十分配慮しながら、短時間での効率のよい活動を心がけるとともに、活動後の衛生管理や、用具の消毒等を行う。
- } 最低1日1回以上

## 学校の備蓄の確認

- ・ 感染症が発生した際には、校内の消毒作業を学校の教職員で行う。
- ・ マスクやビニール手袋、消毒薬（次亜塩素酸ナトリウム等）等の備蓄の確認を行っておくこと。

## 県内の相談窓口

感染したかもしれないなど、心配なことがあれば、以下の発熱・帰国者・接触者相談センター等に連絡してください。

### ○発熱・帰国者・接触者相談センター（24時間対応）

東部地区（鳥取市保健所内） 0857-22-5625（時間外0857-22-8111）  
中部地区（倉吉保健所内） 0858-23-3135、0858-23-3136  
西部地区（米子保健所内） 0859-31-9317、0859-31-0029

### ○学校教育に関する相談窓口

鳥取県教育委員会事務局体育保健課

0857-26-7527（時間：午前8時30分から午後5時15分）



感染症対策へのご協力をおねがいします

# ！手洗い

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

ドアノブや電車のつり革など様々なものに触れることにより、自分の手にもウイルスが付着している可能性があります。

**外出先からの帰宅時**や**調理の前後**、**食事前**などこまめに手を洗います。

## 正しい手の洗い方

手洗いの前に  
・爪は短く切っておきましょう  
・時計や指輪は外しておきましょう

1



流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。

2



手の甲をのぼすようにこすります。

3



指先・爪の間を念入りにこすります。

4



指の間を洗います。

5



親指と手のひらをねじり洗いします。

6



手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。



厚生省

検索



3/19 第9回新型コロナウイルス感染症対策本部会議資料

## 学校再開後の対応

教育委員会

- ・徹底した感染防止策を講じた上で、**3月18日より県立学校を再開。**  
(特別支援学校については、児童生徒及び家庭の状況に応じて柔軟に対応。)
- 通常の教育活動(授業等)を実施、部活動についても一定条件下で実施。
- 春休み中も教育活動(補習等)を実施、部活動についても一定条件下で実施。
- 新年度以降も通常の教育活動を実施、始業式、入学式については、終業式と同様の感染防止策を講じた上で実施。

### 学校再開の状況

- ・県立学校... 全校で学校再開(高校(24校)、特別支援学校(10校(分校含む)))
- ・市町村立学校... 18市町村で学校再開又は登校日等を設定 ※小学校の卒業式も実施

### 春休み中の教育活動の状況(授業・補習等)

- ・春休みを変更し授業等を実施... 境高(春休み中の3/30を授業日に設定)  
伯耆町(春休みを3/28からに繰下げ) など
- ・春休みに補習等を実施... 鳥取東(3/25～27の3日間補習)、鳥取商業(資格取得に向けた補習)  
智頭農林(3/27、3/30実習)、米子東(3/30出校日に設定) など
- ・ICTを活用した副教材等で自宅学習等を補完  
(例)eラーニング教材のアカウントを県が一括取得して、希望する児童生徒に配布 など

### 【今後】

県内発生期以降の対応については、3月19日の政府の専門家会議の知見等を踏まえて決定

#### ○県内発生早期に移行した場合 ⇒ 可能な限り教育活動を継続

- ・徹底した感染防止策を講じた上で、教育活動(授業・部活動等)を実施
- ・児童生徒、教職員に感染者が発生した場合には、当該学校を2週間閉鎖措置とする。  
→感染者の活動地域が広範に及ぶ場合などは、市町村単位または地区単位、全県一斉での閉鎖も検討する。

より教育機会を確保する方向で検討。

#### ○県内感染期に移行した場合 ⇒ 教育活動に一定の制限を加えて継続する方向で検討

- ・集団発生のリスクを極力下げるため、手洗いや換気・消毒等の感染防止策に加え、授業中等における児童生徒密度を下げる工夫を必ず行った上で、教育活動(授業・部活動等)を継続。  
→会場の広さを確保し、お互いの距離を1～2メートル程度あける等  
→近距離での会話や発声、高唱を避ける(やむを得ず近距離での会話が必要な場合マスク着用等)
- ・クラスを2つに分けて分散登校を行うことで、大人数の集団を作らない工夫をするなど、学校・生徒の実態に応じて柔軟な対応を行う。
- ・児童生徒、教職員に感染者が発生した場合には、当該学校を2週間閉鎖措置とする。  
→学校内での発生が多発する場合には、市町村単位または地区単位、全県一斉での閉鎖も検討する。

より教育機会を確保する方向で検討。

※県対策本部会議の指示の下、県内の感染拡大状況を踏まえて対応する。